

『火災予防条例改正の概要・防火管理の取組み』

福知山市内で行われるすべての催し(イベント)が対象となります!
~多数の者の集合する催し(イベント)を開催するにあたり~
(祭礼、縁日、花火大会展示会、その他の多数の者の集合する火気を取扱う催し)



主催者・露店等
開設者の義務
となります。



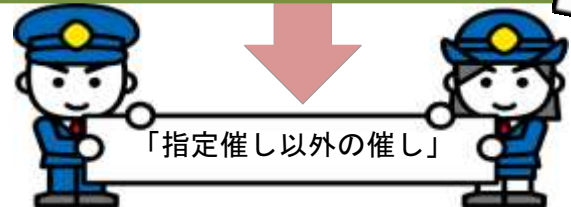
■火気を取扱う露店等に「**消火器の準備**」
【条例第 18~22 条】
※原則として露店等ごとの設置が必要



■火気を取扱う露店等は「**露店等の開設届出書**」の提出
【条例第 45 条】
※消防署・分署へ5日前までに提出が必要



「指定催し」



「指定催し以外の催し」

「指定催し」【条例 42 条の 2】

大規模で火災発生時に人命財産に重大な被害の恐れのあるもの(出店露店数が **100** を超え、開催場所を指定するもの)

- 「指定催し」は消防長が指定
- 事前に主催者へ通知
- 市民のみなさまに公示

「指定以外の催し」【指針による取組み】

PTA行事、自治会行事も含まれます。

※近親者のみで行うバーベキューやパーティーなどは除きます。

主催者の必要事項【指針による取組み】

- 『屋外イベント等安全管理指針』の遵守
- 「露店等の開設届出書」を作成し消防署もしくは分署に届出する。
- 消防職員による事前指導



主催者の義務【条例 42 条の 3】

- 「防火担当者」を選任
- 防火担当者に火災予防上必要な業務に関する計画を作成させ、「防火管理業務」を行わせる。
- 「業務計画書」を消防署・分署に提出する。

主催者の義務
となります。



防火担当者・露店等の関係者は消防署が実施する「防火安全講習」を受講する。

- 催し当日の防火管理の徹底
- 安全チェックシートによる安全点検の実施